

うきは市告示第106号

令和6年第4回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和6年11月27日

うきは市長 権藤 英樹

記

1 期 日 令和6年12月6日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

高木 亜希子君	高松 幸茂君
樋口 隆三君	組坂 公明君
佐藤 裕宣君	野鶴 修君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
中野 義信君	佐藤 湛陽君
伊藤 善康君	熊懷 和明君
江藤 芳光君	

---

○12月9日に応招した議員

---

○12月10日に応招した議員

---

○12月12日に応招した議員

---

○12月20日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和6年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第1日)

令和6年12月6日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和6年12月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第10号1件、議案第57号から議案第69号まで13件、陳情第6号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 報告第10号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第8 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度うきは市一般会計補正予算(第5号))
- 日程第9 議案第59号 令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第60号 令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第61号 令和6年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第62号 令和6年度うきは市簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第63号 令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第67号 うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第68号 うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 陳情の委員会付託(陳情文書表)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告

- 日程第4 議案上程（報告第10号1件、議案第57号から議案第69号まで13件、陳情第6号1件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 報告第10号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第8 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度うきは市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第9 議案第59号 令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第60号 令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第61号 令和6年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第62号 令和6年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第63号 令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第67号 うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第68号 うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 陳情の委員会付託（陳情文書表）

---

出席議員（13名）

2番 高木亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 浦 聖子君                      記録係長 宮崎 恵君  
記録係 上村 貴志君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	榎藤 英樹君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	吉松 浩君
総務課長	石井 太君	監査委員事務局長	柳原由美子君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	雨郡 智也君	都市計画準備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	岡村 順子君	生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	大中健太郎君		

---

午前9時00分開会

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めておはようございます。

それでは、ただいまから令和6年第4回うきは市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に12番、伊藤善康議員、13番、熊懐和明議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日12月6日から12月20日までの15日間としたいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日12月6日から12月20日までの15日間と決定をいたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております諸般の報告文書を御覧いただきたいと思います。

10月9日から10日にかけて、全国市議会議長会研究フォーラムが開催されました。以下、各会議等が開催されておりますので報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、御覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がございましたら、これを許可します。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、常日頃から市政運営に御理解、御協力をいただいておりますことをまずもってお礼申し上げます。

本12月定例会は、条例改正や補正予算などに関して御審議をお願いするわけですが、9月定例会報告以降の本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手元に配付いたしております資料の配付に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 以上で行政報告は終わりました。

これで諸報告を終わります。

---

### 日程第4. 議案上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第10号1件、議案第57号から議案第69号まで13件、陳情第6号1件、以上を上程いたします。

---

### 日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。権藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 本日、令和6年第4回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

早いもので、今年も師走となりました。議員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい時期かと思ひます。

本年を振り返りますと、6月30日に施行されましたうきは市長選挙におきまして、多くの市民の皆様から御信任をいただき、第3代のうきは市長として、郷土うきは市のかじ取りを担わせていただくことになりました。

市長就任後は、初めての議会となりました令和6年第3回となります9月定例会におきまして、子育て支援並びに教育の充実、暮らしを支える生活基盤のビジョンの提起、農業の人材確保と産品の高付加価値化の推進、新たな産業や人を生かすまちづくり、市民に寄り添った行政の推進を大きな柱として取り組んでいく所信をお伝えしたところでございます。

その後、これまでの間、市議会の皆様の御協力もいただきながら、子ども医療費の拡充、小・中学校再編事業、また就学援助の拡充、子育て見守り支援を含めたおむつの定期便事業、また小・中学校におけるふれあい給食の実施など、「うきはっこみらいサポート」と題して取り組んでおります子育て、教育・保育の支援策、こちらについて様々な取組を進めているところでございます。今後もスピード感を持って様々な施策の推進を図ってまいる所存でございます。

また、本年6月30日から7月1日にかけて降り続いた大雨による被害の復旧につきましても、道路、橋梁等の公共施設被害が48か所ございましたが、そのうち36か所、また農地、農業用施設、林道等の被害が64か所ございましたが、そのうち39か所につきましては復旧を終えております。今後も全力で復旧に努める所存でございますので、引き続きよろしく御願ひ申し上げます。

これから年末年始を迎えるに当たり、議員の皆様におかれましては何かと用務が重なり、公私ともに多忙な毎日になろうかと思ひますが、活力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう重ねて御願ひ申し上げます。

さて、本日提案しております議案でございますが、条例案件4件、予算案件6件、その他の案件3件と報告が1件となっております。

まず報告第10号は、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した市役所駐車場内における職員による車両の破損に関する和解及び損害賠償額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案第57号は、令和6年度うきは市一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分の承認を求

めることについてでございます。

令和6年10月27日施行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査選挙事務に係る補正予算につきまして10月9日に専決処分をいたしましたもので、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,434万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億6,097万円とするものでございます。

歳入では、県支出金といたしまして、県委託金1,434万2,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出では、総務費で、選挙費1,434万2,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第58号は、令和6年度うきは市一般会計補正予算（第6号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,376万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億2,473万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、市税では市民税5,475万9,000円、国庫支出金では国庫負担金1億2,063万2,000円、県支出金では、県負担金3,533万3,000円、県委託金1,572万7,000円、諸収入では、雑入7,609万8,000円、市債3,940万円の増額補正と、繰入金では基金繰入金1億793万9,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では選挙費1,389万7,000円、民生費では社会福祉費1億3,391万8,000円、児童福祉費2,894万1,000円、生活保護等対策費6,523万8,000円、衛生費では保健衛生費4,774万円の増額補正と、総務費では総務管理費1,581万1,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第59号は、令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ699万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,186万円とするものでございます。

歳入の主なものは、県支出金では県補助金2,305万1,000円の増額補正と、繰入金では基金繰入金3,000万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、予備費896万7,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第60号は、令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ148万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,181万円とするものでございます。

歳入は、諸収入では雑入 2 2 9 万 9, 0 0 0 円の増額補正と、繰入金では他会計繰入金 3 7 8 万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、予備費 2 0 1 万 3, 0 0 0 円の減額補正を計上いたしております。

議案第 6 1 号は、令和 6 年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第 2 号）でございます。歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第 6 2 号は、令和 6 年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

収益的支出のうち水道事業費用では営業費用に 5 9 万 6, 0 0 0 円を追加し、5, 8 4 4 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。また、水質検査手数料の債務負担行為を設定するものでございます。

議案第 6 3 号は、令和 6 年度うきは市下水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

収益的支出のうち下水道事業費用では営業費用に 3 3 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、1 1 億 4, 6 8 1 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

並びに、資本的支出のうち下水道事業資本的支出では、建設改良費から 2 5 4 万 1, 0 0 0 円を減額し、1 3 億 6, 8 1 7 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

議案第 6 4 号は、うきは市道路線の認定についてでございます。

道路法第 8 条第 2 項の規定により、うきは市道路線の認定について議会の議決を求めるものでございます。

議案第 6 5 号は、うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

効率的かつ効果的なまちづくり施策の展開並びに市民の皆様に分かりやすい行政組織への見直しを行い、住民サービスの向上を図るため、うきは市行政組織条例の一部を改正するものでございます。

議案第 6 6 号は、うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

子育て世代の職員が安心して子育てをしながら職務に専念できるよう、うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第 6 7 号は、うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

令和 6 年 1 1 月 1 日施行の児童扶養手当法施行令の一部改正により、条項にずれが生じたことに伴い、うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第 6 8 号は、うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

令和 6 年 1 0 月 1 日施行の児童手当法施行令の一部改正により、所得制限の規定が削除された

ことに伴いまして引用しております規定を整備する必要があるため、うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第69号は、工事請負契約の締結についてでございます。

総合交流ターミナル整備工事、こちらの建築工事に係る工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明申し上げましたが、各議案の内容説明につきまして、議題とされました際、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 以上で説明が終わりました。

---

### 日程第6. 委員会調査報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より閉会中の継続調査申出が あっておりましたので、その調査報告を求めます。

それでは初めに、総務産業常任委員会の調査報告を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは、委員会調査報告を行います。

令和6年第3回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により下記のとおり報告いたします。

お手元に調査報告書を書いておりますので、それを御覧いただいております。

1つは、令和6年10月17日開催いたしました。調査事項は、中山間地域の課題に関する調査ということで、出席者は総務産業常任委員全員とうきはブランド推進課、地域振興係のところになります。それから農林振興課の農政係2名ということで御出席いただきました。

調査要旨は、委員会が進めてきました農業政策に関する課題を調査する中で平たん部の農業振興とは分けて議論するというのを、この間、決めてきております。今回の中山間地域の調査は初回になりますので、暮らし全般を含む諸課題について現状の認識を共有化するという論点で整理することにしました。

主な意見については、以下のとおり書いておりますので、お読み取りください。主な点について列挙する形で記載しておりますので御覧いただければありがたいと思います。

なお、記入方法については、Q&A方式ではなくて、所管が答える形式ではないということもありましたので、各参加者間の受け答えで記載しておりますので御参照いただければと思います。

所見についてです。

第一は、中山間地域で生活、なりわいの基盤としている現状は、全体としては法の下での平等に担保するという前提をしながら、縮小する中山間地域に振興を図るには多額の公費を投入していくのかという問いかけもありました。経済的合理性の側面から考えるべきではないかという課題が出されております。確かに中山間地域の縮小が継続している中、小さな農業や自然環境の保全を含め、「うきはの宝」として考え、田園回帰等の道を模索し続けるのか、現状は岐路に立っていると思っております。その上で、暮らしの中から生まれた文化や伝統、風習を含む総合的な評価の判断が求められている課題であると改めて思っております。

第二に、中山間地域の振興の中心は誰かという問題になります。

地域の高齢化は51.6%、後期高齢者率は27.6%になります。地域振興を継続及び検討するに当たり、担い手の課題があります。地域の理解醸成を前提とするものの、地域が主体となるには新しい担い手を生み出す仕組みが必要だという認識があります。これまでの行政の関わり方を含め、地域目線から検証する必要があるのではないかと考えております。

それから第三に、課題解決に向けた協議の在り方に関して、項目を整理した上で主体者や地域の振興に関係する主体者、あるいは地元の地域の方を主体者と捉えているのですけれども、そういった例えば自治協議会とか地域参画の促し方、意見を伺う必要があるのではないかなと思っております。議会としては、この間の意見交換会などでの意見を基に改めて検討して、評価、整理を委員会としてする必要があるのではないかと考えております。

なお、この中山間地域の課題は地域全体のいろいろな形での課題があります。いただいた課題から、正副委員長を含めて中心に絞り込みを行って、引き続き継続していきたいと思っております。

次に、第二の報告になります。

日時は10月31日から11月1日にかけて、岡山県西粟倉村と真庭市を訪問しております。

調査項目は、脱炭素先行地域の取組について学ぶことにあります。両地域は、令和4年環境省の第1回の地域選定に認定されたところでありまして、森林面積が80%から90%という山間地域になります。

調査要旨は、うきは市が令和6年度から取り組んでいる脱炭素先行地域づくりの事業の理解を議会としても醸成し、先行する地域の実績を確認し、知見を広める、そういった目的で視察を行いました。

内容については、主な点を記載しておりますので御参照いただければと思います。

西粟倉村は、人口約1,400人、森林面積は93%、合併を行わず上質な田舎として自立の道を選択して、平成20年に、2008年になりますけれども、「百年の森林構想」を立ち上げ

て、まちづくりを行うベースに戦略を立てております。脱炭素の取組は、落差を利用した小水力発電と木質バイオマス、また井戸水を利用した夏場の冷房など、15の事業を実施しているということでした。

発電した電気は新電力に買取りをしてもらって、大手電力より安い価格で購入しているということで、その内容を書いておりますので御参照ください。

それから真庭市については、9町村が合併した岡山県内でも最大の面積を持つ4万人のまちになります。森林が約80%、木材の産地で加工流通が主産業になっております。平成27年に木質バイオマスの発電、これが出力1万キロワットということで、2万2,000世帯分に相当する施設が稼働しているというところであります。全量を売電して7割が市場、3割を買い戻して施設に利用しているといったところです。

脱炭素の取組は、公募による市民参加を募り、提言書にまとめて、地域脱炭素の計画を作成しております。事業者を含めた市全体で進めていくということが重要だという職員の考え方があがるそうであります。

なお、脱炭素の取組について、大木町を視察して、生ごみを分別して処理施設を公募で行って、現在実証中ですが、来年度になるのですが、令和7年度から事業所を取り込む形で本格稼働を実施するという計画を持っておるというところでした。

いずれにしても、この2つのまちは、自然環境と地域の産業を生かしながら地域経済循環率を引き上げていく取組につながっているということを説明された職員の説明は非常に自信のある説明であったと思っております。

所見ですが、3点ほど書いておりますけれども、第一は、今後の太陽光を中心とする再エネに付随する機材の調達について心配する話がありました。全国的に再エネ関係の設備が進むという形もありますので、計画どおり、うきは市が調達の面では設置に係る調査がそのとおりに進むのか注視する必要があるのではないかと改めて考えております。

第二は、うきは市内のステークホルダー、利害関係者以外のところになりますけれども、そういった一般の事業者や一般の市民の関心と協力を促す情報提供や仕組みについて組織的な動きを強めて、うきは市内で話題となるような、可視化するような形で事業が展開できればということをお願いしたいと思っております。

第三は、脱炭素の取組の推進に当たって、それを推進する政策部門、それからそれを実施する部門との連携の在り方、この辺について具体的に検討していただきたいと思っております。うきは市の組織変更の提案もあるかと思っておりますので、その辺も含めて十分に進めていただきたいと思っております。

最後に、CO<sub>2</sub>排出削減については、2030年、そして2050年という目標を設定してお

ります。2030年までにはあと5年しかない、今年の異常気象も含めてですけれども、日本は海に囲まれていて、海水温度が上昇して被害の影響を最も受けている国の1つでもあります。うきは市も度重なる豪雨災害が発生しております。地域における防災計画も迫られていると思っております。復旧・復興に多額の費用を支出しているという現状もあります。

また、基幹産業である農業、とりわけ果樹生産のところについては、気候変動の影響を受けて、生産コストや反収の減少など、経営やなりわいへの影響が出ております。2030年、2050年問題で課題や問題は全て解決するわけではありませんけれども、全ての生き物に影響し得る温暖化の抑制は、うきは地域を持続させるためにも明日からできる行動変容を含む取組を改めて皆さんと共有してお願いしたいと改めて思っております。そういった所見を含めて視察を行ってまいりましたので、以上、報告いたします。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 令和6年度うきは市議会9月定例会において、閉会中の調査申出の所管事務調査を行ったため、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、以下のとおり御報告させていただきます。

（1）今後の小・中学校の在り方に関する調査。

こちらは、小中一貫教育について行政視察を行いましたので、こちらの報告になります。調査期日、場所、出席者につきましては御確認をお願いいたします。

調査目的、従前より各議員が一般質問などで浮羽中学校老朽化に関し早急な改善を求めてきた中で、権藤新市長が就任され、本年9月、令和6年度の補正予算で、そして令和6年度から令和7年度を適用期間とする「学校再編事業支援委託料」債務負担行為が提案されました。本提案につきましては、我々厚生文教常任委員会において討論がなされ、賛成多数で可決すべきものと決し、議会においても原案のとおり採択がなされました。この経緯を踏まえ、今後、所管する委員として様々な事案について知見を深めるべく、8月に行った「小中一貫教育一体型」の先進地視察に引き続き、「小中一貫教育」で、なおかつ「分離型」、あるいは「一体・隣接型」について取り組んでいる先進自治体である山口県の岩国市、広島県の広島市への行政視察を行いました。

調査要旨については記載のとおりでございます。

特に注目すべきと思った点について、口頭で御報告をさせていただきます。

岩国市につきましては、「一貫教育の担当」が校長、教頭などの管理職の方ではなく、将来的に管理職を担う年代の中堅職員の方を担当としておられました。人材育成や職員の「当事者意識の醸成」を図ること、さらには中学校区ごとの「地域連携カリキュラム」の随時見直しなどが実施されていました。

施設分離型の課題として、連携を図るために必要な加配教員の配置ですとか、学校間の移動のためのバス代、あるいはタクシー代などの予算確保を挙げておられました。

それと、立ち上げ当時に「適正規模適正配置に関する基本方針」が市民向けに公開され、ホームページなどで閲覧可能な状態となっております。行政主導ではないと御説明いただきましたが、ある意味、地域、保護者の小中一貫教育への理解の醸成につながっている様子がうかがえました。

広島市、こちらにつきましても、導入経緯、状況等につきましては、お読み取りをお願いいたします。特にポイントだと思った点について、御報告させていただきます。

広島市では、「まちづくりの取組」と併せて学校編成を考えることになっていると伺いました。児童・生徒の減少から保護者中心で声が上がリ、まちづくりの一環で、地域の方、保護者の方、地域事業者なども議論の中に入る協議の場を続けられました。こちらの協議の場については、民間のコーディネーターの方が会議を進行し、職員はオブザーバーという形で参加しておられました。

将来的には、地域住民が出入りしやすく、また地域住民が活動できる、児童・生徒と交流できる拠点となるような基本設計となるよう、検討が続けられているということをございました。

今現在、こちらの5つの小・中学校が統合する計画になっておるのですが、基本計画については、令和6年、今年度策定、予定価格が1,800万円台のところ落札価格1,398万円、そして基本設計については現在検討中で、2,000万円台を想定しているということをお伺いしました。

そして一貫校については、9年間を見通したカリキュラム編成で、小さい児童たちから見られることで中学校生徒の自覚の芽生えというものがあリ、不登校減少とともに荒れる生徒が出ないということが成果の1つと捉えられていました。「異年齢交流、地域交流」を通じた思いやりの精神やリーダーシップの育成、さらに小中一貫強化である「ふるさと科」を設け、地域との関わりや地域住民の視点が增えることから児童・生徒の「郷土愛の醸成」や「将来的な地域の担い手育成」ともなるような将来的なまちづくりへもつなげておられました。

質疑応答は、それぞれの自治体ごとにまとめておりますので、個別にお読み取りをお願いしたいと思います。

次に、(2)市内中学校の実態に関する調査。

こちらは教育委員会との意見交換を行いました。調査期日、場所、出席者については御確認をお願いいたします。

調査目的、権藤市政に変わり、所信表明の「うきはっこみらいサポート」の中では、「これからを担う子供たちのためにも教育の充実は喫緊の課題」とされ、4つの提案をされておりました。提案の取組が中学校が舞台となるものも多くございます。今後、予算案などが提案されてくるかと思いますが、複数の教育委員の方々がどのように地域住民の意向を確認し、「現状の市内中学校の実態に対し、どのような見解を持っているのか」を把握するために意見交換を行いました。

主な質疑の内容につきましては、お読み取りのほうをお願いいたします。

所感、こちらは行政視察のほうと併せてさせていただきたいと思います。

9月議会の委員会報告に引き続き、小中一貫教育について調査を行いました。今回は、一体型、隣接型、分離型に取り組む2つの市で、学校所管課の職員の方々、そして指導主事の方々から聞き取りという形で行政視察を行いました。調査をするに当たり、全国的に「小中一貫教育」が増えるに至った理由や背景については記載のとおりです。お読み取りのほうをお願いいたします。

ちなみに、小中一貫教育には2つの体系があり、1つが「小中一貫校」、もう一つが「義務教育学校」でございます。こちらについては、かなり設置に至るまでの条件等が異なりますので、表のほうにまとめさせていただいております。こちらも併せて御確認させていただきたいと思います。

我々厚生文教常任委員会では、諸事情を鑑みまして、義務教育学校ではなく、今回は小中一貫校の調査を行っております。

今回、浮羽中学校の老朽化が「浮羽町域学校再編」という教育と施設、学校と地域を総合的に考える機会となっております。各先進地を視察し、やはり主役である子供たち、保護者、そして取り巻く環境である地域住民、関係者がプロセスをどのように共有化するのかが非常に重要であると感じました。「主役は子供たちである」という基本的な考えの下、「これからの社会に生きる子供たちのためにはどのような教育が必要なのか」という教育観、そして固定観念に捉われず、「これからの地域にとっての学校とはどのような姿であるべきなのか」という学校観が重要であると考えます。

さきに実施した飯塚市、そして今回の岩国市、広島市、この3つの先進自治体で、小中一貫教育への取組で効果があるとされたものについては、こちらのほうにまとめておりますので御確認をお願いしたいと思います。課題につきましてもまとめさせていただいております。併せて御確認ください。

特に課題の面についても、教育委員の皆様にも、ビジョンのみならず、具体的な課題について、さらに研究を深めていただきたいなと思っております。

浮羽中学校は、今年、築50年となります。これから建て替えるのか、それとも長寿命化する

のか、考える時間は限られてきています。人口減少も進行しており、「これからの社会」に生きる子供たちの適切な学び、友との出会いの機会などを考えると、小学校統合や小中一貫への取組を本格的に検討する必要性も感じております。社会基盤関係について諸課題が山積している中、当然、財源は限られております。しかしながら、いずれの先進地においても検討会などが回を重ねて開催されるなど、子供たちの保護者、教職員、地域住民、事業者など様々な立場の関係者の方が多様な価値観の中で、おおむね納得できる方向性を整えるための協議の場が設けられ、「協働の結果、生まれた学校」となるよう努められておりました。市全体で協働に対し真摯に取り組まなければならない時期に来ているとも感じております。地域と学校が協力することは実際には容易ではないところもあるとは思いますが、地域と学校、そして教育委員会の協働の意識の醸成が必要であると考えます。

それと、教育委員の方々との意見交換の中でテーマとなりました今のうきは市内の中学校の状況につきましても、「生徒と教師の関係、子供と親の関係、親と学校の関係」と、それぞれが分断するような形ではなく、やはり我々を含め周囲がどのように関わり、どのような環境を提示していけるのかが非常に重要であると考えております。

なお、「浮羽町域学校再編基本構想・基本計画」については、策定支援業務がいわゆるプロポーザル方式で10月に入札公告がされ、11月入札であったため、既に契約手続については進んでいるだろうと思われませんが、今後、様々な会議などがスタートし、検討が図られると思いますが、適正に進められているのか厚生文教常任委員会としても注視し、将来にわたる教育環境の確保のため、議論を深めてまいりたいと思います。

以上で報告のほうを終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

---

## 日程第7. 報告第10号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第7、報告第10号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の決定について）を議題といたします。

説明を求めます。高山農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 皆さん、おはようございます。農林振興課、高山でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案書1ページをお願ひいたします。

専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により令和6年10月30日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和6年12月6日提出、うきは市長権藤英樹。

2ページをお願ひいたします。

専決第11号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。令和6年10月30日、うきは市長権藤英樹。

続きまして、3ページをお願ひいたします。

和解及び損害賠償額の決定について。

1、事故発生日時、令和6年8月29日12時53分。

2、事故発生場所、うきは市吉井町新治316番地、うきは市役所駐車場内となります。

3、事故の概要、農林振興課職員が市役所駐車場を走行していた際、先行する相手車両が右側ウインカーを出して右側車両スペースに前進したため、右側駐車場スペースに前向きに駐車すると判断。左側によけて通り抜けようとしたところ、直後に相手車両が後ろ向き駐車のため旋回して前進したため、公用車右側後方タイヤ部分に相手方車両左側前方ライト部分が接触し、破損させたものでございます。

4、相手方、記載のとおりでございます。

5、和解内容及び損害賠償額、うきは市の損害額4万8,000円、相手方の損害額24万6,364円で、いずれも車両修繕料でございます。

損害内容、うきは市車両、右側後方部の破損、相手方車両、左側前方部破損。

責任割合、うきは市50%、相手方50%となっております。

損害賠償額及び決済方法、各自負担額を相殺し、うきは市が相手方に9万9,182円を支払う。今後、本件に関して双方とも一切の異議申立て及び請求は行わない。

以上の内容で和解しております。

和解の成立が令和6年10月30日になりましたので、同日付で専決処分を行ったものでございます。

今回、当課の職員が事故を起こしてしまったことについて、この場を借りて深くおわび申し上げます。今後、職員の安全運転の意識向上に努め、事故の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第10号の報告を終わります。

---

### 日程第8. 議案第57号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第8、議案第57号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度うきは市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

まず、議案書及び予算書についての説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 企画財政課、高瀬でございます。議案書は4ページと5ページになります。

議案第57号専決処分の承認を求めることについて。

令和6年度うきは市一般会計補正予算（第5号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。令和6年12月6日提出、うきは市長権藤英樹。

こちらの補正予算の専決処分につきましては、10月9日に解散しました衆議院において、同月27日に総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査が執行されたことに伴う選挙費用の補正となります。

続きまして予算書でございますが、令和6年度一般会計補正（第5号）、左上に令和6年10月9日専決第10号と書かれた分の1ページをお開き願います。

専決第10号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度うきは市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,434万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億6,097万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年10月9日、うきは市長権藤英樹。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

次に、歳出2款4項選挙費及び給与等並びに歳入については、一括して総務課長の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） おはようございます。総務課、石井でございます。よろしくお願いたします。

補正予算書の10ページをお願いいたします。10ページ、歳出でございます。

2款4項4目衆議院議員総選挙費1,434万2,000円の増額補正でございます。衆議院議員総選挙の執行に係る経費を計上いたしております。1節報酬から17節備品購入費までの計上とさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

12ページから14ページまでが衆議院選挙に係ります人件費になります。

まず12ページでございます。

給与明細書1、特別職の分になります。その他の特別職の職員数113名、報酬が162万5,000円の増額となります。

続きまして、13ページをお願いいたします。

職員の時間外手当50万円を計上いたしております。2,500円掛ける200時間ということで積算させていただいております。

14ページをお願いいたします。

会計年度任用職員の分になります。職員数は10名でございます。報酬237万4,000円の増額補正となります。いずれも歳出、10ページの2款4項4目衆議院議員総選挙の1節報酬等に計上させていただいているものとなります。

補正予算書を戻っていただきまして、9ページをお願いいたします。

9ページ、歳入でございます。

16款3項1目総務費県委託金、歳出同額の1,434万2,000円の増額補正を計上させていただきます。衆議院議員総選挙執行に係ります選挙費委託金でございます。先ほど企画財政課長が申しあげましたような日程で実施させていただき、10月15日公示、27日投開票となったものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点のみお尋ねいたします。10ページの投票立会人になると思いますが、こちらの方の年代別及び性別の人数を確認させてください。

○議長（江藤 芳光君） 石井総務課長。

○総務課長（石井 太君） 10ページの立会人の詳細については、今こちらに持ち合わせがございませんけれども、公募、あるいは政治学級等で御応募いただいた方々に従事していただいたものでございます。後ほど、性別、年齢等については、可能な限り資料で御説明をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第57号は承認することに決しました。

---

### 日程第9. 議案第59号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第9、議案第59号令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市民生活課、山崎でございます。

補正予算書65ページをお開きください。

議案第59号令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ699万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,186万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年12月6日提出、うきは市長権藤英樹。

続いて、71ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金2,305万1,000円の増額補正でございます。令和5年度実績により普通交付金の追加交付により増額するものになります。

次に、72ページの6款1項1目一般会計繰入金、4節職員給与費等繰入金4万4,000円の減額補正でございます。人事異動によるものでございます。

次に、73ページの6款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金3,000万円の減額でございます。普通交付金の追加交付などの収入増により、減額するものになります。

続いて、75ページをお願いいたします。歳出でございます。

8款1項3目国庫支出金等返還金、22節201万8,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、過年度災害臨時特例補助金返還金5,000円、過年度特定健康診査保健指導負担金返還金32万2,000円、過年度保険者努力支援交付金返還金126万3,000円、過年度国民健康保険特別調整交付金返還金41万7,000円、出産育児一時金臨時補助金返還金1万1,000円になります。全て令和5年度分の精算による返還金でございます。

次に、76ページをお願いします。

9款1項1目予備費896万7,000円の減額補正でございます。歳入歳出の財源調整によるものになります。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関する説明を求めます。石井総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。77ページをお願いいたします。

一般職、会計年度任用職員以外の職員についての補正でございます。職員数の変更はございません。給与費10万8,000円の増額、職員手当15万9,000円の減額でございます。合計で5万1,000円の減額となっております。

退職手当組合負担金1万5,000円の増額と共済費2,000円の増額となっております。いずれも人事異動等によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 幾つかお尋ねします。

71ページですけれども、歳入について普通交付税ということを出されております。この普通交付税が増える理由が先ほど説明がなかったので確認したいと思います。収入額の4款1項1目のところで保険給付費等交付金ということになりますので、保険給付費のほうも上がるのかどうか、その辺のところの説明をお願いできればと思っています。

それから73ページ、基金繰入金ですけれども、基金繰入を、これは減額になるわけですけれども、減額した理由をお尋ねしたいと思います。

それから基金残高は結果的に幾らになるのか確認したいと思いますので、報告したいと思いま

す。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 最初の普通交付金の増額の理由なんですけれども、こちらは令和5年度の給付費の実績によります。こちらが前半部分の見込み数で県のほうが普通交付金の算定を行いますので、令和5年度は若干、後半の部分の給付費が伸びたものですので、その分を精算して、その分の差額が追加交付があったものになります。これは令和5年度の実績によるものになります。

基金繰入なんですけれども、3,000万円減額しまして、基金残高が3億7,041万379円になります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） さっき改めて保険給付費の話で、ということは令和5年度のところで後半に伸びたからということなんですけれども、ということは、この前の9月の決算のところは保険給付費はさらに上がっているということになるんですかね。そのやり方がちょっと分からないのであれですけど、要は令和6年度の保険給付費に影響はないと理解すればよろしいですね。令和5年度で最後に伸びたので、その辺のところはもう決算は調整済みだったということになるんですか、その辺をちょっと確認したい。

○市民生活課長（山崎 穰君） 普通交付金の変更申請の時期後に伸びたものがございますので、大体、例年2月頃に11月分診療分ぐらまでの金額を1年間もらったものと仮定して金額が振り込まれてきます。ただ、それよりも伸びた分につきましては翌年度精算という形になりますので、それが令和6年度の歳入として上がってきたものになります。決算につきましては、令和5年度の給付金のほうはもう当然その金額であって、普通交付金はその分もらい損ねた分で決算がなっているというような形になります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 75ページです。先ほど説明で過年度の分については令和5年度の精算と言われましたけれども、これを返還しなければならなくなった理由を再度確認いたします。

○議長（江藤 芳光君） 山崎市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） こちらも当初予定額のほうで申請しておりますので、実績に基づきまして減額になった分を翌年度に返還するものになります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 項目でいえば3番目の過年度保険者努力支援交付金返還金が126万3,000円と金額的に100万円を超えておりますが、この点について再度どのような理由かを確認させてください。

○議長（江藤 芳光君） 山崎市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） こちらにつきましても国保のヘルスアップ事業とか、そちらのほうの補助金との取組の実績によるものなんですけれども、こちらも当初予定見込額で申請しておりまして、それに基づいて令和5年度に交付が来ております。こちらの精算により費用がそこまでかからなかったものとかについて返還するというものになります。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、同じような内容ですか。もうこれはもう何回も皆さんがお聞きしている、見込みであって、その差額をとということで、もっと踏み込んだ質問ならいいのですが、いかがですか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） ということは、予定された事業は全て100%実施したけれども、返還金が生じたという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） そのとおりでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。よろしいですか。質疑なしでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号につきましては委員会付託を省略したいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第59号は可決することに決しました。

---

## 日程第10. 議案第60号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第10、議案第60号令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 稜君） 補正予算書79ページをお願いいたします。

議案第60号令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ148万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,181万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。令和6年12月6日提出、うきは市長権藤英樹。

85ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項1目、一般会計繰入金378万円の減額でございます。

次に、86ページ、5款4項1目雑入229万9,000円の増額でございます。福岡県後期高齢者医療広域連合の令和5年度決算に伴う事務費負担金の返還金でございます。

続いて、88ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金56万7,000円の増額でございます。郵便料などの値上げ等に伴う事務費負担金の追加徴収でございます。

次に、89ページをお願いします。

4款1項1目予備費201万3,000円の減額でございます。歳入歳出の財源調整によるものでございます。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関して説明を求めます。石井総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。補正予算書の90ページをお願いいたします。

一般職、会計年度任用職員以外の職員についての人件費の補正でございます。職員数の変更はございません。給与費につきましては、給料、職員手当、合計で2万4,000円の減額となっております。

退職手当組合負担金について3,000円の減額、共済について2,000円の増額となっております。国保会計同様、人事異動等によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 1点だけ教えてください。85ページ、一般会計繰入金のところの減額378万円です。減額する名称について幾つか項目があったと思うんですけれども、具体的にそれぞれの内容をお尋ねしたいです。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） こちらは、まず歳入で入ってきていました広域連合からの事務費の余剰金の減額分、それから人件費の増額分の35万円、それから予備費の201万3,000円の減額分、それから逆に連合納付金として56万7,000円が増額になった分の差引きにより378万円となるものでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。質疑なしでよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第60号は可決することに決しました。

---

### 日程第11. 議案第61号

○議長（江藤 芳光君） 続いて、日程第11、議案第61号令和6年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（松竹 信彦君） 自動車学校の松竹でございます。よろしくお願いたします。

補正予算書の91ページをお開きください。

議案第61号令和6年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年12月6日提出、うきは市長権藤英樹。

続きまして、97ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目、予備費に8万3,000円の減額補正を計上いたしております。これは人件費補正に伴う歳入歳出調整分でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与費に関して説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。98ページをお願いいたします。

一般職、会計年度任用職員以外の職員の人件費についての補正でございます。職員数の増減はございません。給与費49万円の減額と職員手当19万1,000円の増額、合計で29万9,000円の減額でございます。

共済費は18万2,000円の増額とさせていただきます。こちらにつきましても人事異動等によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号につきましては委員会付託を省略したいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第61号は可決することに決しました。

---

### 日程第12. 議案第62号

○議長（江藤 芳光君） 日程第12、議案第62号令和6年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内です。よろしくお願いいたします。

予算書99ページをお開きください。

議案第62号令和6年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和6年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第2款水道事業費用59万6,000円の増、計6,826万5,000円。第1項営業費用59万6,000円の増、計5,844万6,000円。

第3条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

水質検査手数料、令和6年度から令和7年度まで109万円。令和6年12月6日提出、うきは市長権藤英樹。

次のページをお開きください。

補正予算実施計画です。先日の全員協議会で説明させていただいたものとなります。

収益的収入及び支出、2款1項1目浄水及び給水費58万円の増、光熱水費の電気料金分です。

2款1項2目総係費1万6,000円、通信運搬費分です。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 99ページの債務負担行為のことでお尋ねというか、お願いがあります。

水質検査手数料ということで債務負担行為をするということで、この項については109万円、その後の下水道とかも、あと一般会計とかもありますけれども、最初に言っておきたいと思うのは、今、環境省が11月29日に公表したPFASのことについてです。この検査項目の中にPFASを入れていただきたいということです。うきは市はもともと地下水ということをして水源としているところもあります。そういう点では、環境省からの公表の中にはうきは市は限界値

ということでNDになっておりました。ただ、人体にどう影響するのかというのはまだまだ研究中でありまして、改めて水道水について来年度指定される可能性も含まれております。うきは市が特に簡易水道は公営ということになりますので、ぜひその辺を取り入れて、債務負担行為の中にそれが入っているのかどうかということも含めて御検討いただければと、御答弁をお願いしたいです。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 今、岩淵議員のほうからPFASのことでお尋ねをいただいております。まず御質問にありましたように、今回の債務負担行為は、水質検査、簡易水道、下水道、一般会計のほうもございますけれども、この項目の中にはPFASは入っておりません。入っておりませんが、今、いろいろと関心が持たれておりますので、いわゆる最初の項目の中に入れておりませんが、今後検討してまいりたいと思っています。

また、今年度、簡易水道と専用水道の水質地点におきまして検査を行っております。全ての計測点において定量下限値を下回っておりますので、そのことも併せて御報告させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 今回、環境省が公表したのは自治体全部が公表されているわけではなくて、検査もしていないところもあります。近隣のところでも、例えば熊本も出ております。ただ、出ている地域というのは、ある意味ではエリアが限られているということになるかと思う、そういう意味では原因調査等もあるかと思っておりますけれども、うきは市の全体の環境も含めて、ぜひ計画を入れていただいて、来年度の債務負担行為の中でぜひ取り入れを強く要望して質問を終わります。

以上です。要望です。

○議長（江藤 芳光君） 水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 御要望ということでありがとうございます。今、国のほうも、今後、水質基準の検査項目の御検討もされるような動きもあるとかいうことも伺っております。また、今おっしゃっていただきましたように検査項目に入るか、入らないかにかかわらず、状況を見まして、すべきと判断されるというときにはやってみようと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。質疑なしでよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第62号につきましては委員会付託を省略したいと存じます。御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、可決することに決しました。

---

### 日程第13. 議案第63号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第13、議案第63号令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 引き続き、よろしくお願いたします。水環境課の瀧内です。

予算書101ページをお開きください。

議案第63号令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第2款下水道事業費用339万5,000円の増、計12億9,612万4,000円、第1項営業費用339万5,000円の増、計11億4,681万7,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が「資本的支出額に対する不足額3億3,655万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金3億3,655万5,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第4款下水道事業資本的支出254万1,000円の減、計19億8,896万6,000円。第1項建設改良費254万1,000円の減、計13億6,817万2,000円。

第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

水質検査手数料、令和6年度から令和7年度まで753万円、薬品費、令和6年度から令和7年度まで512万9,000円。令和6年12月6日提出、うきは市長権藤英樹。

次のページをお開きください。

補正予算実施計画です。先日の全員協議会で説明させていただいたものとなります。

収益的収入及び支出。

2款1項2目マンホールポンプ費150万円の増、光熱水費の電気料金分です。

2款1項3目処理場費205万円の増、光熱水費の電気料金分です。

2款1項5目総係費15万5,000円の減、人事異動に伴う人件費の増減、通信運搬費の増、公営企業会計システム改修に伴う委託料の増額となっています。

続いて、資本的収入及び支出。

支出、4款1項1目管路建設改良費254万1,000円の減、人事異動に伴う人件費の増減分です。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 次に、給与等に関する説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。103ページをお願いいたします。

会計年度任用職員以外の職員についてでございます。比較の部分で、職員数が1名減となっております。こちらにつきましては当会計の人員に変更があったわけではございませんが、浮羽市民課のほうで1名、この会計の人員を配置しておりました関係で中途退職等が発生したためにマイナス1とさせていただいているものでございます。給料につきましては、合計で275万4,000円の減額、手当については9万6,000円の増額でございます。

法定福利費118万5,000円の減額、合計で384万3,000円の減額でございます。その他については人事異動等によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点のみ確認させてください。多分102ページに当たるのではないかとと思いますが、現状、下水道が国道、県道、市道に配置されていると思いますが、先日、課長のほうにお届けしましたが、マンホールの周辺部が陥没や亀裂があった場合に、その修理費と手続は国道、県道、市道でそれぞれ違うのか、同じなのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） まず修理費でございますので、営業費用のマンホールポンプ費の修繕費というところから、どの道に関しても支出をさせていただいております。国道とか県道の場合は警察のほうへの届出とか、あと国の管理事務所とかの手続をした上で工事に業者に入っておりますし、市道については建設課の道路担当と調整した上で入らせていただくということで、手続のその差異はございますけど、おおむねそういう流れでさせていただいております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 1点だけお尋ねします。103ページ、人員の件です。1名減ということで中途退職ということですが、補充するかどうかというのを確認したいということと、定員そのものは現状7人が定員になっているという理解でよろしいのかどうか確認します。

○議長（江藤 芳光君） 石井総務課長。

○総務課長（石井 太君） 103ページのマイナス1の関係でございますけれども、今現在は浮羽市民課のほうの職員を一般会計のほうに異動で来ていただいておりますので、会計そのものは減員になっております。浮羽市民課のほうにつきましては、新年度、人員等の調整がついた上で改めて現体制にまた戻す予定で考えておりますので、今時点では会計年度任用職員のほうで事務のほうをやっているような状況でございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 気にしているのは、すぐ補充しろということを言っているわけではなくて、要はそれは人は人として大事にして人材を育成していかなければいけないという課題は大きくあると認識しているんですね。なので、例えば中途退職があったとしても、やっぱりきちんと人事管理して、年度の途中で補充していくというような在り方が適切ではないかなと。人を管理するという意味でいうと、年度でなければいけないということのないように、ぜひできればお願いしたいなと思います。ほかにも、今回、普通の一般会計のところでもあるので、また質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（石井 太君） 御意見としてお伺いさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。これで質疑なしでよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第63号は可決することに決しました。

これで、暫時休憩といたしたいと思います。10時50分から再開します。

午前10時32分休憩

-----  
午前10時50分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

ここで、総務課長より発言の申出がっておりますので、これを許可します。石井課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。

先ほど竹永議員のほうから専決補正予算書の歳出10ページ、投票立会人の人数等についての御質問がございました件で、可能な限り御回答させていただきたいと思っております。

投票立会人につきましては、期日前投票も含めまして合計で68名の方に従事いただいております。そのうち、16名が男性でございます、52名が女性でございます。

年齢階層につきましては、40代から80代まで、これについては詳細の年齢はこちらのほうで把握しておりませんので、平均年齢等については現時点で分かっておりません。ただし、やっぱり御従事いただいた方々のほとんどの方がやっぱり60代、70代の方であったということで、今後につきましては、やはり若い世代の投票率がなかなか上がらないという状況を踏まえて、そういったことへの対策の1つとしても考えていかなければならないと考えているところでございます。

報告は以上でございます。

-----  
**日程第14. 議案第67号**

○議長（江藤 芳光君） それでは、次に入ります。日程第14、議案第67号うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 議案書15ページをお願いいたします。

議案第67号うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例などの一部を改正する条例の制定について。

令和6年9月議会において、高校生世代まで医療費無償化の改正に併せて条例第3条の児童扶養手当法施行令の項ずれの改正を行っていましたが、児童扶養手当法施行令が令和6年11月1日に改正され、さらに項ずれが生じてしまったために、9月議会で改正された第3条部分の改正規定を削り、変更するものになります。

16ページをお願いいたします。新旧対照表は8ページになります。

改正する条例第1条は、児童扶養手当法の施行令の項ずれについてを記載しております。

改正する条例第2条は、令和6年9月議会の改正条例第3条部分の改正規定を削るものになります。施行期日は令和6年11月1日から適用になります。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第67号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第67号は可決することに決しました。

---

#### 日程第15. 議案第68号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第15、議案第68号うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 議案書17ページをお願いいたします。

議案第68号うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

福岡県重度障がい者医療費支給事業県費補助金交付要綱の一部改正に併せて、市条例を改正するものになります。

議案書18ページをお願いいたします。新旧対照表は9ページになります。

中学生までの重度障がい者については、監護する者の所得を児童手当法施行令に規定する額で取得制限がされておりますが、令和6年10月1日施行の児童手当法及び施行令の改正により児童手当の所得制限が撤廃されましたが、重度障がい者医療については今までと同様の所得制限を行うので、改正前の旧児童手当法施行令に規定する額で所得制限を行うよう、第3条第2項第4号及び第6号について改正するものになります。

施行期日は令和6年10月1日から適用になります。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第68号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第68号は可決することに決しました。

---

#### 日程第16. 議案第69号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第16、議案第69号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課でございます。議案書は19ページでございます。

議案第69号は、工事請負契約の締結について、地方自治法及びうきは市条例の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、道の駅うきは総合交流ターミナル整備工事の建築工事で、工事の概要は建築一式工事一式、契約金額は1億7,160万円で、取引に係る消費税及び地方消費税の額は1,560万円です。

契約の相手方は、住所、福岡県うきは市吉井町生葉258番地2、氏名、株式会社ナカガワ吉井営業所、代表者所長中川三郎。

契約の方法は、条件付一般競争入札です。

次に、本日配付しております入札結果資料を説明いたします。

入札は令和6年11月21日に執行し、4者から申請があり、株式会社ナカガワ吉井営業所が税抜き価格1億5,600万円で落札されております。予定価格に対する比率は99.68%です。

以上で説明を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。質疑なしでよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第69号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第69号は可決することに決

しました。

---

#### 日程第17. 陳情の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第17、陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をします。

---

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日12月7日から12月8日までは休会とし、12月9日本会議を開き、一般質問を行います。

以上であります。

本日はこれで散会します。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時59分散会

---